記入例3　退職所得分を合算して納入される場合

※金額欄に￥マークは記入しないでください。
金額に変更がない場合、納入金額欄に記入する必要はありません。

（表）

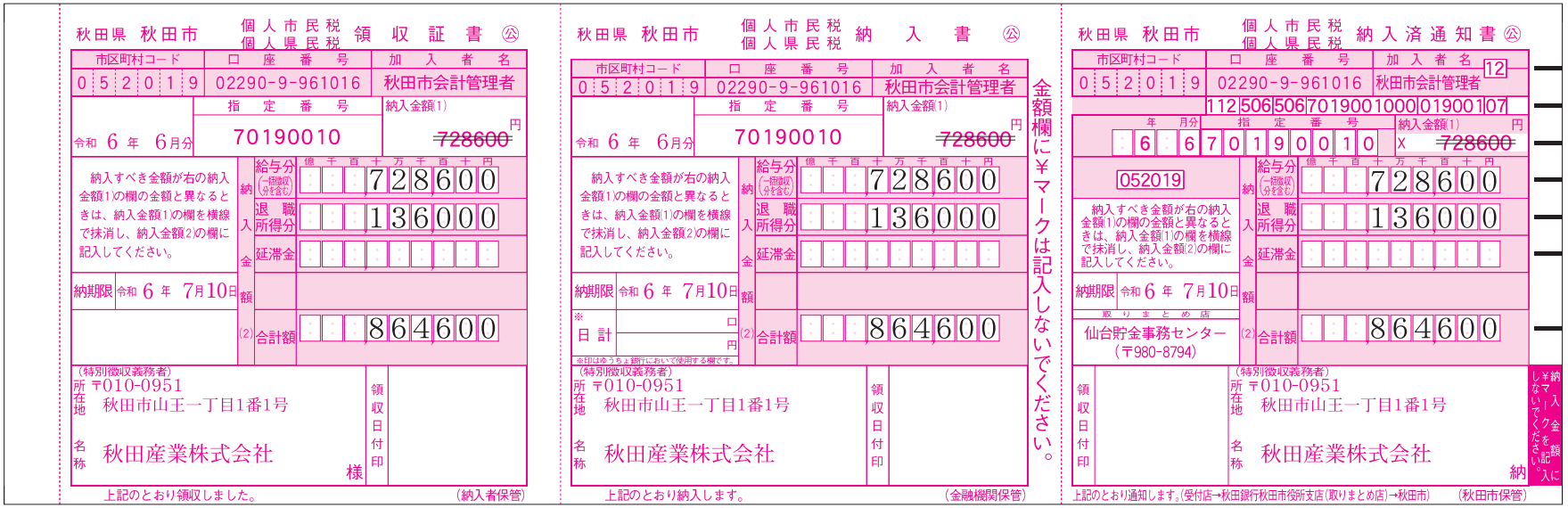

（裏）

市民税 県民税　納入申告書

（宛先）秋田市長

令和6年6月　提出

		令和6年6月分	人員	1人
退職手当等支払金額		14,223,632円		
特別徴収税額	市民税	8,160円		
	県民税	5,440円		

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〒010-0951 秋田市山王一丁目1番1号
氏名又は名称　秋田産業株式会社
（受付印）
法人番号又は個人番号

※個人事業主のかたは、金融機関に提出する納入申告書には個人番号を記載せず、もう1通個人番号を記載した納入申告書を作成し、直接秋田市役所納税課へご提出ください。

退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法について

○退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法

$$\{(\text{収入金額} - \text{※1 退職所得控除額}) \times \frac{\text{※2 1／2}}{\text{退職所得の金額（千円未満の端数切捨て）}}\} \times \begin{array}{|c|c|}\hline \text{税率} & \\ \hline \text{市民税 6％} & \text{県民税 4％} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|}\hline \text{特別徴収税額} & \\ \hline \text{市民税…(A)} & \text{県民税…(B)} \\ \hline \end{array}$$

（百円未満の端数切捨て）

※1　退職所得控除額

イ　勤続年数が20年以下の場合
400,000円×勤続年数　（800,000円に満たないときは、800,000円）

ロ　勤続年数が20年を越える場合
8,000,000円　＋　700,000円　×　（勤続年数 － 20年）

※2　次の場合は適用がありません。

イ　勤続年数が5年以下の法人役員が支払いを受ける退職金

ロ　勤続年数が5年以下の一般従業員等の退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分の退職金

例）勤続年数25年で、14,223,632円の退職手当を受けた場合
［退職所得控除額］　8,000,000円 ＋ 700,000円 ×（25年－20年）＝ 11,500,000円
［退職所得の金額］　（14,223,632円－11,500,000円）× 1／2 ＝ 1,361,816円 → 1,361,000円
［市民税額］　1,361,000円 × 6％ ＝ 81,660円 → 81,600円
［県民税額］　1,361,000円 × 4％ ＝ 54,440円 → 54,400円